

## 東京都養育家庭等自立援助事業実施要綱

平成25年1月24日付24福保子育第1761号  
一部改正 平成25年12月19日付25福保子育第1487号  
一部改正 令和4年6月15日付4福保子育第447号  
一部改正 令和5年3月31日付4福保子育第3867号  
一部改正 令和6年12月26日付6福祉子育第3174号  
一部改正 令和7年3月11日付6福祉子育第4321号

### (目的)

第1 里親（養子縁組里親を除く。）、ファミリーホーム（法人型を除く。）、既に認定を取消された里親（養子縁組里親を除く。）及び既に廃止したファミリーホーム（法人型を除く。）（以下「養育家庭等」という。）への措置が、18歳で解除された元委託児童に対し、養育家庭等によるきめ細かいアフターケアを継続的に行うことで、児童の社会的自立の促進を図るとともに自立後の安定した生活を確保することを目的とする。

### (実施主体)

第2 本事業の実施主体は、18歳で措置が解除された元委託児童が措置されていた養育家庭等とする。ただし、第4（1）で定める事業については、親族里親を除く。また、第4（2）及び（3）で定める事業については、当該養育家庭等による援助の実施が困難な場合、里親支援機関又はフォスターリング機関の自立支援相談員が援助を行うものとする。

### (対象者)

第3 本事業の対象者は、原則18歳で措置が解除された元委託児童とする。ただし、19歳以降に措置解除等となった者等でも支援が必要な場合には、4年間を上限とし本事業の活用を可能とする。

### (援助内容)

第4 本事業は、第3に定める対象者に対して、次に掲げる援助を行うものとする。

- (1) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や進路、就学と生活の両立に関する問題、求職活動等に関する求職上の問題、職場の対人関係・離職・転職等に関する就業上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他機関との連携やハローワーク等専門機関の活用、面接の付き添い等の支援を行うこと。
- (2) 対象者が民間アパート等に入居し一人暮らしをする場合に、(1)及び(3)に掲げるような支援を安定的に受けられる体制を整備すること。
- (3) (2)の事業を利用する元委託児童に対し、事業計画及び事業実績報告書の作成、作成した計画の進行管理、並びに元委託児童等との生活状況の振り返りや自立に向けた動機づけ等の支援を、原則として対面により行うこと。

#### (援助期間)

第5 第4(1)に定める事業については、原則として、第2の養育家庭等に措置された対象者が措置を解除された日から起算して22歳に達する日が属する年度の末日までとする。なお、18歳未満で措置が解除された対象者については、措置を解除された日から起算して4年を経過する日までとする。

ただし、対象者が22歳に達する日が属する年度の末日までの間に援助が必要と判断した場合は、判断の日から起算して当該事業を活用することができるものとする。すでに本事業による援助を受けたことがある対象者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となり本事業の利用を希望する場合には、通算して4年を経過する日又は22歳に達する日が属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

2 第4(2)に定める事業については、原則として、第2の養育家庭等に措置された対象者が措置を解除された日から起算して4年を経過する日までとする。なお、18歳未満で措置が解除された対象者については、措置を解除された日から起算して4年を経過する日までとする。

19歳以降に措置解除となった者等でも本事業による援助が必要と判断した場合は、判断の日から起算して4年間を上限とし当該事業を活用することができるものとする。

すでに本事業による援助を受けたことがある対象者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となり本事業の利用を希望する場合には、通算して4年を経過する日までとする。

3 第4(3)に定める事業については、元委託児童が第4(2)の援助を受ける期間と同一とする。

#### (事業計画書の提出)

第6 第4(2)の援助を受ける対象者は、事業利用に当たり、当該年度内の事業計画について、様式1に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、すでに本事業による援助を受けたことがある者が、その後の事情の変化により再度援助が必要となり本事業の利用を希望する場合は、様式2を用いること。

#### (事業計画の変更)

第7 第4(2)の援助を受ける対象者は、第6の規定により提出した事業計画について変更があるときは、様式3に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない(軽微な変更は除く)。ただし、本事業の利用が2回目以降の対象者については、様式4を用いること。

#### (報告書の提出)

第8 第4(2)の援助を受ける対象者は、年度が終了したとき又は援助が終了したときは、当該年度の事業の実績について、別に定める日までに様式5に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、本事業の利用が2回目以降の対象者については、様式6を用いること。

#### (事業計画に係る指導)

第9 知事は、第6又は第7の規定により提出のあった事業計画又はその変更に係る書類を確認し、第1の目的を達成するために必要と認められる場合は、対象者、養育家庭等又は自立支援相談員に対し、

必要な修正を行うよう指導することができる。

(経費)

- 第10 東京都は養育家庭等に対し、第4(1)に定める事業の実施に係る経費について、別に定めるところにより補助する。
- 2 東京都は第4(2)に定める事業の援助を受ける者に対し、民間アパート等の居住に係る経費について、別に定めるところにより補助する。
- 3 東京都は養育家庭等に対し、第4(3)に定める事業の実施に係る経費について、別に定めるところにより補助する。

(留意事項)

- 第11 本事業の実施に当たっては、チーム養育体制の関係機関を始め、福祉事務所、区市町村、ハローワーク等の関係機関と密接に連携をとり、措置解除後の元委託児童の自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。

(その他)

- 第12 第3及び第5の定めによらず、知事が必要と認める場合は、本事業の対象とすることができる。

附 則

この要綱は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日より施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日より施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定日より施行し、令和7年4月1日から適用する。